

東郷町認知症ケアパス

～住み慣れた地域で暮らし続けるために～

認知症ケアパスとは

「認知症ケアパス」は、認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスをうければよいかを標準的に示したものです。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「認知症ケアパス」をご活用ください。



東郷町 福祉部 高齢者支援課

令和4年度改訂版

まずは相談しましょう

認知症かな？と思ったらまずは、お近くの相談窓口にご相談しましょう。

北部地域包括支援センター

イーストプラザいこまい館2階
0561-38-8551

【担当行政区】

諸輪、和合、和合ヶ丘、諸輪住宅、白鳥、御岳、押草団地南、押草団地北、北山台

南部地域包括支援センター東郷苑

愛厚ホーム東郷苑内
0561-56-3112

【担当行政区】

傍示本、祐福寺、部田、白土、春木台、西白土、清水、兵庫、三ツ池



東郷町 福祉部 高齢者支援課

0561-56-0735（直通）

かかりつけ医

病院名 _____

電話番号 _____



地域で支えていくために

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域の方たちの理解や協力が必要です。東郷町では、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を支えていけるよう次の取り組みをしています。

認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や認知症高齢者への対応方法などの講座を開催しています。受講者には認知症サポーターの証としてサポーターカードを配布しています。一般住民向け以外にも小学生や中学生を対象に実施しています。

認知症サポーターとは

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。

ひとり歩き高齢者見守りネットワーク

ひとり歩き高齢者が行方不明になった場合、事前登録者にひとり歩き高齢者情報をメールで配信し、できる範囲内の検索をお願いしています。

登録を希望される方は、mimamori.togo-wlf@raidan3.ktaiwork.jp へ空メールを送信してください。「メールサービス本登録のご案内」のメールが届いたら、メールに記載のURLにアクセスして、画面の案内にしたがって登録してください。



QRコードもご利用ください



目次

気づきのチェックポイント	1 ページ
知ってほしい、私のこと	2 ページ
認知症の経過と対応のポイント	3 ページ
認知症の経過に応じて利用できる支援	5 ページ
各種サービス内容の見方	7 ページ
家族支援・相談	8 ページ
医療	12 ページ
予防・社会参加・交流	16 ページ
安否確認・見守り	21 ページ
生活支援	24 ページ
介護	28 ページ
住まい	30 ページ

気づきのチェックポイント

認知症は自分自身の気づかないところで進行しているかもしれません。早期発見、早期対応が大切です。「あれ、なんだか変だな？」と思ったら、まず、チェックリストにトライしてみましょう。

※チェックリストは認知症を疑う目安であり、この結果だけで認知症の診断ができるものではありません。

	項目	1点	2点	3点	4点
1	財布やカギなど物を置いた場所がわからなくなることがありますか	まったくない 1点	時々ある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
2	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	まったくない 1点	時々ある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
3	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などもの忘れがあるといわれますか。	まったくない 1点	時々ある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
4	今日が何月何日かわからない時がありますか	まったくない 1点	時々ある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
5	言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	まったくない 1点	時々ある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
6	貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	全くできない 4点
7	一人で買い物に行けますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	全くできない 4点
8	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	全くできない 4点
9	自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	全くできない 4点
10	電話番号を調べて、電話をかけることができますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	全くできない 4点

20点以上の方はかかりつけ医か地域包括支援センターに相談しましょう

合計

点

知ってほしい、私のこと



認知症が進むと、ご自分の気持ちやこれまでのことをうまく伝えることがむずかしくなるかもしれません。これからの生活をどのように送りたいかなどをご家族等とお話する機会をつくりましょう。

わたしにとって…

なじみの場所は、

行きたい場所は、

会いたい人は、

わたしの好きな（嫌いな）こと

趣味は、

私がしてきた仕事は、

毎日の習慣になっていることは、

大切な思い出は、

好きな（嫌いな）食べ物は、

好きな曲（音楽）は、

わたしの今の気持ち

うれしいこと、楽しいことは、

不安や悲しみ、苦しいことは、

やりたいことは、

介護への願い、要望は、

医療への願い、要望は、













人生の終末期での願いや要望は、

延命の措置をのぞみますか？ はい・いいえ

どこで過ごしたいですか？自宅・施設・病院

その他、伝えたいこと

認知症の経過と対応のポイント

認知症の段階	MCI	初期		中期		後期
認知症自立度	軽度認知障害 (MCI)	認知症の疑い	認知症の症状はあるが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常的に手助け・介助が必要	常に介助が必要
ご本人の様子	<p>軽度認知障害 (MCI) の方の約半数が5年前後で、認知症になるといわれています！</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 記憶障害の訴えが本人、家族からある □ 日常生活動作は正常 □ 全般的な認知機能は正常 	<ul style="list-style-type: none"> □ 会話の中に「あれ」「これ」などの代名詞が増える □ 約束したことを忘れる □ 物を探すことが増える □ 不安・イライラが増える □ 好きだったことに興味を持たなくなる □ やる気が出ない □ 同じことを何度も話したり、聞いたりする □ 忘れることは多いが日常生活は自立している 	<ul style="list-style-type: none"> □ ついさっきのことも忘れてしまう □ 「物を盗まれた！」などのトラブルが増える □ 鍋を焦がすなどの火の不始末が増える □ 興奮し怒りっぽくなる □ お金の出し入れや店での支払いができなくなる □ 入浴や着替えなどがうまくできなくなる □ ごみの分別や指定日に出すことができなくなる (日にちや季節がわからない) □ 道に迷って帰ってこられない 	<ul style="list-style-type: none"> □ 自分で食事ができない □ 会話が成り立たなくなる □ 尿意や便意を感じにくくなる □ 食べられないものを口に運ぶ □ 表情が乏しくなる □ 飲み込みが悪くなる □ ほぼ寝たきりで意思疎通が難しくなる 		
家族の心構え	<ul style="list-style-type: none"> ●いつもと様子が違うなど何か気になることがあれば早めにかかりつけ医や地域包括支援センターに相談する ●家庭内で役割をもってもらい、それを継続できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座や家族交流会に参加し、望ましい接し方、コツを学ぶ ●ご本人、家族間で、今後の生活や介護のことについて話し合いをしておく ●介護保険の申請を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ●適度に休息をとるなど、介護者自身の健康管理に気を付ける ●介護サービスなどを有効に利用する ●専門医への相談をする 	<ul style="list-style-type: none"> ●普段の生活の中でできないこと（食事・排泄・入浴）が増え、合併症を起こしやすくなることを理解する ●どのような最期を迎えるか、ご本人の視点に立って家族間で話し合いをしておく 		
対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●適度な運動やバランスの良い食事を心がける ●趣味や人との交流の機会を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ●短い言葉でゆっくり話す ●メモに書いて目立つところに貼っておく ●時計やカレンダーなどを近くに置いて日時の検討がつく工夫をする ●同じことを何度も聞かれても親切に対応する ●本人の言葉や行動を、病気の症状として受け止める 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の訴えを受け入れて否定はしない ●物がなくなったら一緒に探し、普段からしまう場所を確認しておく ●衣類や持ち物に連絡先を記入しておく ●嫌がることやできないことを無理にさせない ●見守りネットワークに登録する 	<ul style="list-style-type: none"> ●体調の変化に注意する ●家族の顔がわからなくても安心を得られるようにする ●やさしく触れるなど、スキンシップを大切にする ●表情などのサインを大切にする 		

認知症の経過に応じて利用できる支援

※サービス名の前に記された数字は 6 ページから 31 ページの番号と一致しています

認知症の段階	自立～MCI	初期	中期	後期
本人の様子 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 物忘れが増えるが自覚がある（周りの人が気づき始める） 	<ul style="list-style-type: none"> 同じことを何度も聞く ものや人の名前が出てこない 置き忘れやしまい忘れが増える 料理や買い物、金銭管理などが難しくなってくる 	<ul style="list-style-type: none"> 「ものを盗られた」などの発言をする 洋服の着替えがうまくできなくなる 家までの帰り道がわからなくなる 物忘れの自覚がない 家族が認識できなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 食事、トイレ、お風呂などの日常生活に関することが誰かの助けがないと難しい 車いすやベッドの上での生活が長くなる 言葉による意思疎通が難しくなる
相談	① 認知症地域支援推進員 ② 地域包括支援センター			
	③ ケアマネジャー ④ 認知症初期集中支援チーム ⑤ 認知症家族介護支援教室 ⑥ 家族介護者リフレッシュ事業 ⑦ 家庭介護者等養成研修 ⑧ 認知症介護相談等			
医療	⑨ かかりつけ医・専門医療機関等			
	⑩ 訪問診療 ⑪ 訪問看護 ⑫ 居宅療養管理指導 ⑬ 訪問リハビリテーション			
予防 社会参加 交流	⑭ 介護予防教室 ⑮ 各地区の老人クラブ ⑯ 各地区のサロン等・思い出の語り場づくり			
	⑰ シルバー人材センター			
	⑱ 認知症カフェ			
安否確認 見守り	⑲ ひとり暮らし高齢者台帳の登録 ⑳ 緊急通報装置の設置 ㉑ 地域サポーターによる見守り ㉒ 認知症サポーターによる見守り ㉓ 職域（郵便局・新聞店等）による見守り ㉔ 避難行動要支援者の登録 ㉕ 救急安心カードの配布			
	㉖ ひとり歩き高齢者見守りネットワーク			
生活支援	㉗ チームオレンジによる支援 ㉘ 配食サービス ㉙ 介護用品購入費の助成（おむつ等）			
	㉚ シルバー人材センターワンコインサービス ㉛ タクシー券の助成 ㉜ 一時的な車いすの貸し出し ㉝ 日常生活自立支援事			
	㉞ 成年後見制度			
	㉟ 外出支援サービス			
	㊱ 理髪サービス			
介護	㊲ 訪問介護又は訪問型サービス（ホームヘルプ） ㊳ 通所介護・認知症対応型通所介護（デイサービス） ㊴ 通所リハビリテーション（デイケア）			
	㊵ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	㊶ 訪問入浴介護			
	㊷ 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）			
住まい	㊸ 福祉用具貸与（在宅の場合） ㊹ 福祉用具購入費の支給（在宅の場合） ㊺ 住宅改修（在宅の場合）			
	㊻ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等 ㊼ ケアハウス			
	㊽ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			
	㊾ 介護老人保健施設 ㊿ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設 ㋀ 介護療養型医療施設（療養型病床）			

各種サービス内容の見方

ここからは、「東郷町認知症ケアパス一覧表」に記載してある各種サービスの内容についての説明を掲載しています。

このケアパスは、身体状況に問題がないことを前提とし、認知症の進行により利用できるサービスを紹介しています。サービスにより、認知症の程度にかかわらず、身体状況や介護度によってサービスが利用できる場合がありますので、対象者等の内容をご確認ください。

【表示の見方】

○ サービス等の名称

要件あり ()

番号は、ケアパス一覧表の番号と一致しています。

ひとり暮らしや寝たきり、介護保険サービスなど、サービスが利用できる人の主な要件を示しています。詳しい要件は下段の対象者の欄に明記されています。

サービスの内容の概要や日時・場所・対象者・問合せ先・申込み先などが記入されています。

介護保険サービスを利用する場合は、要介護認定が必要です。
要介護認定の申請については、高齢者支援課にお尋ねください。



東郷町イメージキャラクター トッピィ

【要介護認定の申請からサービス利用までの流れ】

申請

役場1階**高齢者支援課**までお越しください（地域包括支援センターが代行して申請することもできます。）
持ち物：介護保険被保険者証
※申請時に主治医をお聞きします。

認定調査

認定調査員が自宅等に心身の状況を調査に伺います。

主治医意見書

町から主治医に意見書作成を依頼します。

審査・判定

調査結果のコンピュータ判定（一次判定）と個別状況を記した特記事項、医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で要介護状態を判定します。

認定・通知

非該当
要支援1・2
要介護1～5
に判定されます。原則として30日以内に認定結果が通知されます。

ケアプラン作成

本人の状況等を聞き取り、本人やご家族と相談の上、ケアプランを作成します。

要介護1～5の人

居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談

要支援1・2の人

地域包括支援センターの職員に相談

サービス利用

家族支援・相談

掲載の教室等について新型コロナウイルスの影響で中止または延期になることがあります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。

① 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、認知症の本人や家族を支援し、必要な医療や介護、日常生活における支援など、その人の状況に応じた適切なサービスが提供されるようコーディネーターの役割を持っています。また、町民に認知症についての知識を周知していくことも行います。「物忘れがあるがどこに相談したらよいかわからない」「介護サービスを利用したからない」「病院に行きたがらない」など、認知症に関する相談があればお気軽にご相談ください。

問 合 せ：東郷町北部地域包括支援センター 0561-38-8551
東郷町南部地域包括支援センター東郷苑 0561-56-3112

② 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行う総合相談窓口です。「介護保険を利用したいけどどうしたらよいかわからない」「振り込め詐欺の被害にあった」「近所のお年寄りが閉じこもっていて心配」など高齢者の事はなんでもご相談ください。行政区によって利用する地域包括支援センターが異なりますので、それぞれの地域包括支援センターの担当行政区をご確認のうえご利用ください。

名称	東郷町北部地域包括支援センター	東郷町南部地域包括支援センター東郷苑
担当行政区	諸輪、和合、和合ヶ丘、諸輪住宅、白鳥、御岳、押草団地南、押草団地北、北山台	傍示本、祐福寺、部田、白土、春木台、西白土、清水、兵庫、三ツ池
所在地	東郷町大字春木字西羽根穴 2225-4（イーストプラザいこまい館2階）	東郷町大字春木字下正葉廻間 4337-13 （愛厚ホーム東郷苑内）
電話番号	☎0561-38-8551	☎0561-56-3112
利用時間 ※	月～金（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで	月～金（祝日及び年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時30分まで

※虐待通報などの緊急時のみ24時間対応しています。

③ ケアマネジャー

※介護保険サービス

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、要支援1・2、要介護1～要介護5の人のケアプランを作成しています。要介護認定を受け、介護保険サービスを利用する方からの相談に応じ、できるかぎり自立した日常生活を営むのに必要な援助を、本人や家族の状況や希望を考慮して在宅で適切なサービスを利用できるように、ケアプランを作成したり、関係機関との連絡調整を行ったりします。また、要介護認定の申請の代行も行っています。

対象者：要支援1・2、要介護1～5の人で在宅でのサービスを利用する人

問合せ：担当行政区の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。



④ 認知症初期集中支援チーム

認知症専門医と医療・介護の専門職で構成するチームです。

40歳以上の在宅で生活をしており、認知症の症状などでお困りの方を対象に、ご本人やご家族、民生委員、ケアマネジャーなどから相談を受け、家庭訪問を行います。その結果に基づいて病院受診や介護・医療・福祉サービス等のご利用、ご家族を含めた支援の方向性を検討し、初期支援（概ね6か月）を集中的に行います。

問合せ：東郷町北部地域包括支援センター

0561-38-8551

東郷町南部地域包括支援センター東郷苑

0561-56-3112



⑤ 認知症家族介護支援教室(いきいき家族教室)

認知症と診断を受けて戸惑う家族やご本人に、これからの道筋や介護の方法について知っていただき、当事者同士がお互いに支え合える関係をつくることを目的とした教室を開催します。この事業は NPO 法人「地域の応援団えがお」に委託して実施します。

場所：いこまい館会議室等

対象者：認知症の人を介護している家族介護者

申込み：広報等でお知らせします。

問合せ：NPO法人 地域の応援団えがお 052-807-0756



⑥ 家族介護者リフレッシュ事業

年に1回、在宅で介護している家族介護者を対象に、介護者の心身のリフレッシュや介護者同士の交流を目的として講座を行っています。

対象者：在宅で介護している家族介護者

※ 施設に入所されている人の家族介護者、介護を受けているご本人は参加できません。

申込み：広報等でご案内します。

問合せ：高齢者支援課 0561-56-0735



⑦ 家族介護者等養成研修(ハートフルケアセミナー)

年に2回、在宅で介護している介護者を対象に、健康講座を開催しています。

内容例：高齢者のための介護入門

家族介護を担う人の心構え など

対象者：家庭介護者を対象としていますが、一般の人も参加できます。

申込み：広報等でお知らせします。

問合せ：高齢者支援課 0561-56-0735



⑧ 認知症介護相談等

【認知症介護相談】

認知症の人と家族の会・愛知県支部

愛知県支部：0562-31-1911

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後4時

本部：0120-294-456（通話料無料）

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後3時

【介護支え合い電話相談】

社会福祉法人^{よくふうかい}浴風会

0120-070-608（通話料無料）

電話受付 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後3時

【認知症110番】

公益財団法人「認知症予防財団」

0120-65-4874（通話料無料）

電話受付 月曜、木曜（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後3時

【若年性認知症コールセンター】

社会福祉法人^{じんしかい}仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

0800-100-2707（通話料無料）

月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後3時

【精神保健福祉相談】

瀬戸保健所

瀬戸保健所こころの健康推進グループ：0561-82-2158

月曜日～金曜日 午前9時～12時及び午後1時～午後4時30分

瀬戸保健所豊明支所：0561-92-9133 ※予約制



医療

⑨ かかりつけ医・専門医療機関等

「かかりつけ医」は、患者さんの身近にあり、いつでも病気の相談を受け、そして丁寧に正確に病状を説明し、また必要なときにはふさわしい状況に応じた医療機関を紹介するなどの役割を担っています。まずは、かかりつけ医に相談しましょう。

町内医療機関

医療機関名	診療科目	電話番号	住所
東郷診療所	内科・小児科	0561-39-0054	諸輪字北山 158-90
和合病院	精神科・神経科	0561-73-1811	諸輪字北木戸西 108
奥田眼科	眼科	0561-38-6588	和合ヶ丘一丁目 15-3
和合セントラルクリニック	内科	052-805-8000	春木字白土 1-1884
バク諸輪診療所	内科・小児科・外科・泌尿器科・皮膚科	0561-39-3000	諸輪字前田 47
たなか内科	内科・小児科・消化器科	0561-38-8866	春木字新池 37
能登整形外科	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	0561-37-1838	和合字林清池 110
白鳥藤田クリニック	内科・循環器科・小児科・リハビリテーション科	0561-38-9888	和合字北蚊谷 166
三ツ池整形外科	整形外科・リハビリテーション科	0561-39-3111	兵庫二丁目 1-11
松浦医院	内科・神経内科・アレルギー科・眼科	0561-37-5001	兵庫四丁目 3-8
やまクリニック	内科・呼吸器科・アレルギー科・小児科	0561-37-1050	和合ヶ丘三丁目 1-10
東郷春木クリニック	内科（透析）	0561-37-5271	春木字清水ヶ根 237
宮本ファミリー耳鼻科	耳鼻咽喉科・アレルギー科	0561-38-5558	白鳥二丁目 22-12
西山クリニック	泌尿器科・内科	0561-38-5511	諸輪字下市 36
祐福寺内科	内科・循環器内科	0561-38-7321	春木字追分 145
まつもとクリニック	消化器内科・内科・外科・リハビリテーション科・肛門科	052-848-8888	春木字音貝 97
あいち肝胆膵ホスピタル	消化器内科・消化器外科	052-809-3777	春木字白土 1-217
馬淵クリニック	内科・小児科	0561-38-0800	白鳥四丁目 2-7
秋田耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉科	0561-37-2777	三ツ池四丁目 2-3
本多医院	内科・呼吸器内科・アレルギー科・小児科	0561-39-0139	北山台一丁目 3-9
わごうヶ丘クリニック	内科・消化器内科・整形外科	0561-38-1616	和合ヶ丘一丁目 5-6
愛知とうぶクリニック	脳神経外科・内科・リハビリテーション科・皮膚科	0561-39-2323	春木字北野淵 9-1
みやけ整形外科	整形外科・リハビリテーション科	0561-38-8600	春木字太子 45-1

認知症サポート医・かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者

厚生労働省は認知症の取組の一つとして認知症サポート医の養成を進めています。

研修では適切な認知症診断の知識・技術、家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得することを目的としています。

また認知症サポート医にはかかりつけ医への助言を始め、地域の認知症に係る医療体制において中核的役割を担うことが期待されています。

【認知症サポート医】（敬称略）

- ・ 松浦医院 松浦 誠司
- ・ 祐福寺内科 木下 雅盟
- ・ 愛知とうぶクリニック 米田 稔

【かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者】（敬称略）

- ・ 東郷診療所 久保 奈津子
- ・ バク諸輪診療所 麦 雅好
- ・ 白鳥藤田クリニック 藤田 勝成
- ・ 祐福寺内科 木下 雅盟
- ・ やまクリニック 山田 保夫
- ・ まつもとクリニック 松本 昌久
- ・ 本多医院 本多 豊大
- ・ 松浦医院 松浦 誠司



認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県が指定する病院に設置するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応等についての相談受付などを行う専門医療機関です。

病院名	住所	電話番号
学校法人愛知医科大学 愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又 1-1	0561-78-6247
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	大府市森岡町七丁目 430	0562-46-2311
医療法人資生会 八事病院	名古屋市天白区塩釜口一丁目 403	052-832-2181

⑩ 訪問診療

自宅で療養を行っている人で通院が困難な人に対して、医師が計画的な医学管理のもとに定期的に自宅を訪問し、診療を行います。医療保険での対応となります。まずはかかりつけ医にご相談ください。



⑪ 訪問看護

※介護保険サービス他

主治医の指示のもと、疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。介護保険の他に、医療保険を利用した訪問看護もあります。

- ・ 血圧や脈拍など症状のチェック
 - ・ 食事や入浴、排せつの介助
 - ・ 床ずれの予防や処置
 - ・ 機能訓練
 - ・ ターミナルケア（終末期医療）
 - ・ 経管栄養や尿のチューブ、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置など
- 対象者：医師が必要と判断した人。

※ 介護保険サービスとして利用する場合は、要支援1・2、
要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



⑫ 居宅療養管理指導

※介護保険サービス

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

- ・ 医師による療養上の管理や指導
- ・ 家族に対する看護方法の指導
- ・ 歯科医師による管理や指導
- ・ 薬剤師による服薬の管理や指導
- ・ 管理栄養士による食事内容等の指導や助言

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



⑬ 訪問リハビリテーション

※介護保険サービス

居宅での生活行為を向上させるために、医師が必要と判断した人に対し、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

- 歩行や移動動作などの日常生活に必要な身体機能訓練
- 家事などの生活機能訓練
- 発声や嚥下^{えんげ}などの機能訓練 など

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



予防・社会参加・交流

新型コロナウイルスの影響で中止または延期になることがあります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。

⑭ 介護予防教室

体力の低下を感じている。
15分以上歩くことができない。
運動習慣がない。

元気アップ教室 いきいきコース

年 40 回、木曜開催。基本的に椅子に座ったままできる無理のない運動を行います。

健康づくりリーダーによる介護予防体操教室

月 2 回、月曜日開催。基本的に椅子に座ったままできる無理のない運動を行います。東郷町オリジナル介護予防 DVD を活用した運動を中心に行います。

体力の低下は感じていないが、
運動習慣がない。
今より筋力・体力を高めたい。

元気アップ教室 はつらつコース

1クール3か月全 12 回、水曜開催。脳神経系を刺激し、全身に働きかける運動を行います。初回と最終回に体力測定を行い、体力アップを目指します。

家の近くの公民館、コミュニティセンターで開催。

地域の方と交流ができる場所。
行きたい時だけ参加したい。

健康づくりのために何をしたらよいか知りたい。

近所の人や友人とおしゃべりをしたり、ふらっと出かけられる場所が欲しい。



地域で開催する教室

白土地区	TOGO まちかど運動教室
和合ヶ丘地区	和合ヶ丘の健康たまり場
白鳥地区	TOGO まちかど運動教室
春木台地区	春木台の健康たまり場
北山台地区	TOGO まちかど運動教室
傍示本地区	傍示本の健康たまり場
清水地区	TOGO まちかど運動教室 (清水サロンと共催)

身近なコミセンで、自治会や民生委員等に協力いただき開催しています。地域の方との交流の場となっています。

各地区のサロン（つどいの場）等

地域の人々が交流する場で、誰でも気軽に楽しく過ごせる場です。主に地域の住民の方が自主的に運営しています。社会参加ポイント制度ポイント手帳の団体一覧をご覧ください。

地域介護予防教室（介護保険施設、民間企業他）

介護保険施設（エイジトピア諸輪、メドック東郷、フィロスとうごう）の教室は、感染症予防の観点から、現在中止中です。紫雲殿東郷斎場では写経、3 piece ではウクレレ体験を開催。詳しくは町広報をご覧ください。



自宅でも
運動に
取り組みたい。



ケーブルテレビで町オリジナル介護予防体操番組放送

CCNet 地デジ 12 チャンネルで、毎日、朝・夕に 10 分の番組を放送中。6 番組を 1 週間毎にローテーションし

町オリジナル介護予防体操 DVD の貸出・リーフレットの無料配布

令和元年度に完成したオリジナルの介護予防体操が収録されている DVD の貸出があります。また DVD に掲載されているリーフレットを無料で配布しています。

オンデマンド型運動プログラム

パソコンやスマートフォン、タブレットを活用して、いつでも好きな時間に運動プログラムを見ることができます。

認知症予防に役立つ運動や、身体をほぐすストレッチなどの運動プログラムが 30 種類以上。

QR コードの読み取りまたは下記 URL にアクセスし、ID 及びパスワードを入力。

[https://renatv.s-](https://renatv.s-re.jp/renatv/user/menu/menu.php?c=NjY1&m=0)

[e.jp/renatv/user/menu/menu.php?c=NjY1&m=0](https://renatv.s-re.jp/renatv/user/menu/menu.php?c=NjY1&m=0)

ID tgo-kourei@s-re.co.jp

パスワード n7xwju

(※上記 ID はメールアドレスではありません)

提供：株式会社ルネサンス



健康について、
ちょっと聞きたい。

まちかど保健室

白鳥コミュニティセンターで第 3 金曜日、10 時～11 時 15 分で開催。

藤田医科大学の医療専門職（看護師、作業療法士等）が健康、介護サービスや暮らしの中の困りごとなど、相談を承ります。年齢問わず、町民であれば誰でも利用できます。

個人に見合った
介護予防を提案します。

栄養パトロール事業

医療・介護・健診などのデータを活用し、フレイル予備軍の方や健康状態が不明な方の実態を把握し、個人に合った介護予防活動につなげます。

⑮ 各地区の老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。高齢者の生活と地域を豊かにする活動に取り組んでいます。また、町では、グラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会・輪投げ大会なども開催しています。

対 象：60歳以上の町民

問 合 せ：東郷町社会福祉協議会 0561-37-5411



⑯ 各地区のサロン等・思い出の語り場づくり活動支援事業

地区の住民や団体が主体となって活動しているサロン等での集いの場です。茶話会や体操教室などを行っています。高齢者支援課では、高齢者の外出機会を促進し、孤独感や閉じこもりの解消につなげ、健康でいきいきとした生活の実現を図るため、高齢者の身近な場所で仲間づくりの場を提供する団体等を支援しています。

問 合 せ：東郷町社会福祉協議会 0561-37-5411

高齢者支援課 0561-56-0735



⑰ シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者を対象とした営利を目的としない会員組織の団体です。高齢者が、経験と知識を活用しながら、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的としています。町内の一般家庭等から依頼された草取りや剪定、清掃などの仕事や道路のゴミ拾いなどの奉仕活動、会員同士の交流を目的とした生きがい教室や親睦旅行などを実施しています。

問 合 せ：東郷町シルバー人材センター 0561-38-5811

⑱ 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の本人やその家族、地域住民や専門職など誰もが参加できる集いの場です。同じ立場の介護者同士で情報を交換したり認知症や介護について悩みを相談したり、仲間とおしゃべりしたりできる場所です。また、認知症に関する啓発も行っています。

【まちかど・いきいきカフェ】

時間中、自由にお越しいただける認知症カフェです。

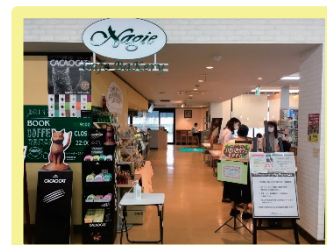
医療や介護の専門スタッフがいるため、本人も家族も安心して過ごせます。

開催日：毎月第1・3火曜日 午前10時～11時30分

場所：らくだ書店東郷店併設カフェベーカリーナギー東郷店

対象者：認知症の本人、家族、介護に携わっている人、認知症について知りたい人など、どなたでも参加できます。

申込み・問合せ：NPO法人 地域の応援団えがお 052-807-0756



【いきいきカフェ拡大版】

認知症に関する講演会を行っています。

講演会の前後に介護相談も実施しています。

開催日：広報等をご覧ください。

場所：広報等をご覧ください。

対象者：認知症の本人、家族、介護に携わっている人、認知症について知りたい人など、どなたでも参加できます。

申込み・問合せ：NPO法人 地域の応援団えがお 052-807-0756



【えがおカフェ】

認知症当事者向けの認知症カフェです。

当事者同士で気兼ねなく自分の希望や想いを語り合っています。

開催日：毎週水曜日 午前10時～11時30分

場所：広報等をご覧ください。

対象者：認知症の本人

申込み・問合せ：NPO法人 地域の応援団えがお 052-807-0756

【カフェ東郷庵】

昭和を感じる懐かしい空間でほっと一息。

東郷庵で楽しいひと時を過ごしませんか。

開催日：毎月第2・4日曜日 午前10時～12時30分

場所：愛厚ホーム東郷苑（春木字下正葉廻間 4337-13）

参加費：100円（飲み物代）

申込み・問合せ：東郷町南部地域包括支援センター東郷苑
0561-56-3112



【夜の町内会/昼の町内会】

おいしい飲み物を飲んだり食事をしながら楽しくおしゃべりできます。

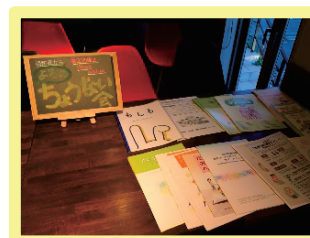
Zoomを使って全国の人とも交流できます。

夜の町内会：毎月第2火曜日 午後7時～午後9時

昼の町内会：毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

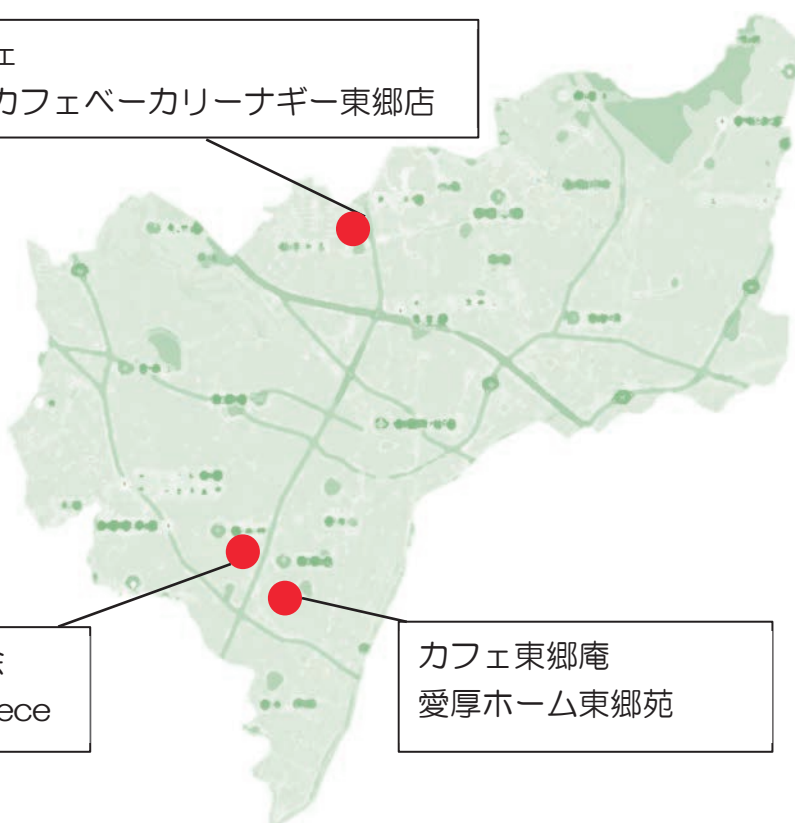
場所：Cafe Bar Gallery 3piece（春木台4-11-10）

申込み・問合せ：Cafe Bar Gallery 3piece
0561-58-6437



まちかど・いきいきカフェ

らくだ書店東郷店併設カフェバーカーリーナギー東郷店



夜の町内会/昼の町内会
Cafe Bar Gallery 3piece

カフェ東郷庵
愛厚ホーム東郷苑

安否確認・見守り



⑱ ひとり暮らし高齢者台帳の登録 要件あり（65歳以上のひとり暮らし）

ひとり暮らし高齢者台帳へ登録し、地区の担当民生委員が見守り活動（訪問等）を行います。また、登録内容は緊急時の連絡などに活用します。必要時、地域包括支援センター職員が民生委員と連携をとり訪問します。

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者
（同一敷地内または隣地に家族等がない人）

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735

⑳ 緊急通報装置の設置 要件あり（特定の疾病のある75歳以上の世帯等）

緊急通報機器を利用して、病気やけが等の緊急時に救助や援助を行います。

※電話回線によっては、取付けができない場合があります。

- 対象者：① 生命に危険を及ぼす持病を有し、激しい発作や突然の意識喪失を起こすおそれのある人のうち、75歳以上のみの世帯の人
② 寝たきり等で介護が必要な状態の75歳以上のみの世帯の人
③ 下肢又は体幹の障害1～2級の身体障害者手帳を持つひとり暮らしの人
④ 上記②、③と同じ身体状態で、長時間にわたり同居者等からの支援が望めない人
⑤ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の入居者

持ち物：印鑑

利用料金：自己負担金あり

- ・機器等の利用に要する電話代（基本料金、通話料等）
- ・機器等の購入、設置、保守点検、移設設置費用等（ただし、生活保護受給世帯又は町民税非課税世帯に属する人を除く）

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735



㉑ 地域サポーターによる見守り 要件あり（65歳以上のひとり暮らし）

ひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯、障がい者世帯で防災カルテに登録された世帯に対し、同じ地区の地域サポーターが可能な範囲で、平常時の声掛け・見守り活動、災害時の安否確認などを行います。地域サポーターとは一定の研修を受けた災害時要援護者支援活動に協力する地域の人です。

問合せ・申込み：東郷町社会福祉協議会 0561-37-5411

㉒ 認知症サポーターによる見守り

認知症サポーターとは、認知症サポーター養成講座を受け、認知症についての基礎知識や物忘れ、ひとり歩き時の声掛けなどの認知症状への対応方法などを学んだ人で、認知症の人やその家族を地域で、温かく見守り、支援していく役割の人たちです。多くの住民がサポーターになることで、認知症の方やその家族が地域で暮らしやすくなることを目指します。

問合せ：高齢者支援課 0561-56-0735

㉓ 職域による見守り（高齢者地域見守り活動事業の協力に関する協定）

東郷町では、郵便局、新聞販売店、電気、ガス、水道、生協及び配送事業所と高齢者地域見守り活動事業の協力に関する協定を結び、配達時などに異常が見られた場合は、高齢者支援課に連絡が入るようになっています。

問合せ：高齢者支援課 0561-56-0735

㉔ 避難行動要支援者の登録 要件あり（75歳以上のひとり暮らし他）

避難行動要支援者として登録して、災害時に迅速な安否確認、避難誘導や平常時の見守り活動が行えるようにします。消防機関、警察機関、民生委員、地域サポーター及び自主防災組織に登録情報を提供します。

対象者：75歳以上のひとり暮らしの人又は75歳以上を含む65歳以上のみの世帯の人

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735

㉔ 救急安心カードの配布

要件あり（75歳以上のひとり暮らし他）

冷蔵庫に救急安心カードを設置して、病気やけが等による緊急時に駆けつけた救急隊が、病院への搬送や緊急連絡先への連絡を迅速に行います。

対象者：75歳以上のひとり暮らしの人又は75歳以上を含む65歳以上のみの世帯の人
問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735



㉕ ひとり歩き高齢者見守りネットワーク

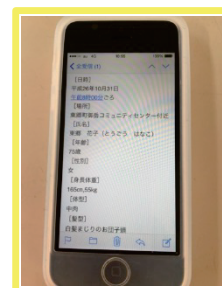
ひとり歩きする恐れがある高齢者が行方不明になった場合に、早期に発見できるよう捜索に協力をしていただける方に、ひとり歩きする恐れがある高齢者の捜索情報をメールやFAXで配信するシステムを導入しています。ひとり歩きする可能性がある高齢者を事前に登録していただくこともできます。

配信の登録を希望される方は、mimamori.togo-wlf@raidens3.ktaiwork.jp へ空メールを送信してください。「メールサービス本登録のご案内」のメールが届いたら、メールに記載のURLにアクセスして、画面の案内にしたがって登録してください。

問合せ：高齢者支援課 0561-56-0735



QRコードもご利用ください



生活支援

②⑦ チームオレンジによる支援

チームオレンジとは、認知症サポーターやサロン等の参加者を対象としたステップアップ講座を終了したサポーターによる支援チームです。地域にチームオレンジを作ることによって、生活で必要としている具体的な支援を行います。

問合せ：高齢者支援課 0561-56-0735



②⑧ 配食サービス

要件あり（65歳以上のひとり暮らし他）

週7回以内（月曜日～日曜日）の夕食を宅配するとともに、安否確認を行います。サービスの開始に当たっては、地域包括支援センターの職員が訪問し聞き取りを行います。

対象者：要介護認定を受けている人、事業対象者と認められた人で低栄養状態にある又はそのおそれのある65歳以上のひとり暮らしの人及び高齢者のみの世帯の人

持ち物：印鑑

自己負担金：あり

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735

※ 事業者や配食内容により、費用・配達エリア等が異なります。町の配食サービスの他に、民間業者の配食サービスも全額自己負担で利用できます。



②⑨ 介護用品購入費の助成

要件あり（在宅で生活している常時おむつが必要な人等）

常時おむつを必要とする人に紙おむつ等の購入費を助成します。（紙おむつ、おしり拭用ウエットティッシュ、消毒用ウエットティッシュ、消毒液、使い捨て手袋、尿取りパット等）

対象者：常時おむつを必要とする、在宅の要介護1～5の人

※ この場合における在宅とは、介護保険施設、医療機関及び有料老人ホーム等に入所又は入院していないことを指します。

助成金額：1割負担の方 4,500円/月

2割負担の方 4,000円/月

3割負担の方 3,500円/月

持ち物：印鑑

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735

③⑩ シルバー人材センターワンコインサービス

高齢者等のご家庭で、暮らしの中で感じる「ちょっとした困りごと」をセンターの会員がお手伝いします。1回30分以内の作業を500円（ワンコイン）で行います。地域のシルバー会員が、原則1人で伺います。

できること：電球・蛍光灯の交換、ごみ出し、軽い家具の移動、衣類整理、簡単な裁縫、水道のパッキン交換、食器洗い、エアコンのフィルター清掃、話し相手、散歩の付き添い、ストーブの灯油入れなど

対象者：町内在住の高齢者等で、日常生活にお困りの世帯

利用方法：まずは、シルバー人材センターにお電話ください。できる作業とできない作業等を説明します。また、会員は事前にシルバー人材センターに依頼されたことのみを行います。追加・変更を、直接会員に依頼しても作業できませんので、追加・変更はシルバー人材センターにお電話ください。

支払い：会員がその場で集金し、領収します。

問合せ：東郷町シルバー人材センター 0561-38-5811



③⑪ タクシー券の助成

要件あり（75歳以上のみ世帯かつ非課税世帯他）

タクシー料金助成利用券（1枚につき200円）を年間60枚まで交付します。身体障害者手帳（1～3級）、精神障害者手帳（1・2級）をお持ちの方は、東郷町障がい者タクシー料金助成（年間90枚。福祉課で申込み）が優先されます。

対象者：75歳以上のひとり暮らしの人又は75歳以上のみの世帯の人のうち、町民税非課税世帯に属する人で自家用車などの交通手段がなく、隣地等に自家用車を所有する親族がいない人

持ち物：印鑑

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735



③⑫ 一時的な車いすの貸し出し

一時的に車いすを必要とされる人に、無料で車いすを貸し出しています。

対象者：東郷町在住の方

※ 要介護認定を受けている人は、原則、介護保険サービスを優先してください。

貸出期間：原則2週間

問合せ・申込み：東郷町社会福祉協議会 0561-39-0587



③③ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、自分ひとりで判断をすることに不安のある方を対象として、社会福祉協議会が「福祉サービスを利用するお手伝い」・「生活のためのお金の出し入れ」・「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する事業です。判断能力が低下して本人の意思が確認できない場合等は、この事業では基本的に支援できません（成年後見制度の対象としています）。

料 金：自己負担あり

問合せ・申込み：東郷町社会福祉協議会 0561-37-5411



③④ 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結ぶことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

料 金：自己負担あり（相談は無料）

問合せ：NPO法人 尾張東部権利擁護支援センターあすライツ
0561-75-5008

③⑤ 外出支援サービス 要件あり(75歳以上のひとり暮らしかつ非課税世帯他)

車いすのまま乗り降りできる移送用車両を使って病院や福祉施設などの通院・入所時の送迎をします。なお、移送の際は、介助できる付添人の確保が必要です。

対 象 者：要介護認定を受けており、セダntaxiを利用した外出が困難な町民税所得割非課税世帯に属する人

利用回数：週1回までの片道またはその往復

利用範囲：東郷町役場から半径10km以内の医療及び福祉施設。1回の利用は自宅から目的地までの1往復

利用料金：自己負担金あり

- ・ 迎車料を除いた総運賃（100円未満切り捨て）の1割
ただし、総運賃が1,000円未満のときの利用料は100円とする。
- ・ 有料道路使用料金
- ・ 駐車場使用料

持 ち 物：印鑑

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735

③⑥ 理髪サービス

要件あり（寝たきりの高齢者等）

寝たきりの高齢者等に年3回理髪券を交付します。出張サービスも可能です。

対象者：① 寝たきり高齢者

② 重度の身体障がい者のうち、外出に介助が必要な人

利用料金：自己負担金あり（600円/回）

持ち物：印鑑

問合せ・申込み：高齢者支援課 0561-56-0735

介護



③⑦ 訪問介護又は訪問型サービス(ホームヘルプ) ※介護保険サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。事業対象者及び要支援1・2の人は、総合事業の訪問型サービスの利用となり、内容は異なる部分があります。

対象者：事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センター（P8参照）までお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

事業対象者…認定調査を受けなくても、必要なサービスを利用できるよう本人の心身状況を確認する基本チェックリストにより確認を行い、該当する心身状況があると認められる人。

③⑧ 通所介護又は通所型サービス・認知症対応型通所介護(デイサービス) ※介護保険サービス

通所介護施設等で、食事や入浴といった日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。リフトバスによる送迎、看護師・保健師などによる健康チェックや日常動作訓練、入浴や食事の提供（※食費は別途自己負担があります。）、レクリエーションなど高齢者同士の交流を行っています。事業対象者及び要支援1・2の方は、総合事業の通所型サービスの利用となり、内容は異なる部分があります。

対象者：事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の人

ただし、認知症対応型通所介護は、要支援1・2、要介護1～5の人で、認知症の症状がある人が対象。

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

③⑨ 通所リハビリテーション(デイケア) ※介護保険サービス

老人保健施設や医療機関などで、食事や入浴といった日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。リフトバスによる送迎、医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練、入浴や食事の提供（※食費は別途自己負担があります。）、レクリエーションなど高齢者同士の交流を行っています。

対象者：要支援1・2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

④⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※介護保険サービス

訪問介護サービスと訪問看護サービスが連携を図って 1 日に複数回の短時間の定期訪問と随時の対応を行っています。24 時間の対応が可能です。

対象者：要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

④⑪ 訪問入浴介護

※介護保険サービス

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。看護師などによる健康チェック、入浴、洗髪、清拭の介助等。

対象者：要支援1・2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

④⑫ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

※介護保険サービス

介護老人福祉施設や介護老人保健施設、医療機関などに短期間に入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。介護者が不在なときや介護に疲れたときなどに利用できます。

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。



住まい

④③ 福祉用具貸与(在宅の場合)

※介護保険サービス

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

福祉用具貸与の対象品目：

※ 対象外の品目でも必要と認められるときは例外的に対象となる場合があります。

【要支援1～要介護5の人の対象用具】

- ・ 手すり（工事をともなわないもの）
- ・ スロープ（工事をともなわないもの）
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助杖

【要介護2～5の人の対象用具】

- ・ 車いす
- ・ 車いす付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症高齢者徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具を除く）

【要介護4～5の人の対象用品】

- ・ 自動排せつ処理装置

対象者：要支援1・2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



④④ 福祉用具購入費の支給(在宅の場合)

※介護保険サービス

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入する際、10万円（保険給付は7～9万円まで）を上限に費用を支給します。受領委任の場合のみ事前申請が必要です。

特定福祉用具の対象品目：

※ 愛知県の指定を受けた事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。

- ・ 腰掛便座
- ・ 入浴補助用具
- ・ 自動排せつ処理装置の部品交換可能部分
- ・ 移動用リフトのつり具
- ・ 簡易浴槽

対象者：要支援1・2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



④5 住宅改修(在宅の場合)

※介護保険サービス

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20万円（保険給付は14～18万円まで）を上限に費用を支給します。事前申請が必要です。

対象者：要支援1・2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

④6 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※介護保険サービス

認知症対応型共同生活介護施設で、見守りや助言があればある程度自分のことが行える認知症のある高齢者が、ケアを受けたり、家事などをスタッフや他の利用者の人と行いながら共同生活を送ります。

対象者：要支援2、要介護1～5の人

問合せ・申込み：担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない人は、担当行政区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

④7 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

公的な費用の補助はなく、利用者と民間施設との自由な契約に基づき入居する施設です。施設により、ケアや施設の充実度、費用、契約方法などが異なります。特定施設（介護保険法における指定）を受けている有料老人ホームは、要介護認定を受けていれば介護保険サービス（特定施設入所者生活介護サービス：一定額）を利用できます。サービス付き高齢者住宅では、在宅での介護保険のサービスと同様のサービスが利用できます。利用できる介護度等は、各施設により異なります。

問合せ・申込み：各施設にお問い合わせください。



※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

④8 ケアハウス

介護保険外の施設で、ある程度自分の身の回りのことはできるが、家庭環境や住宅事情などの理由により家庭での生活が難しくなったり、不安に感じる方ができる限り自立した生活が続けられるような体制を整えた施設です。食事の提供と入浴の準備、緊急時の対応などを施設が行います。利用料は、入居者の収入に応じて異なります。介護保険法における指定を受けている施設は要介護認定を受けていれば介護保険サービス（特定施設入所者生活介護サービス：一定額）を利用できます。利用できる介護度等は、各施設により異なります。

問合せ・申込み：各施設にお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

④9 介護老人保健施設

※介護保険サービス

病状が安定していて、入院するほどではないが、リハビリテーション、看護、医学的管理、介護を必要とする人が入所する介護保険施設です。疾病や負傷などで低下した身体機能をリハビリによってできる限り回復し、少しでも自分で自分のことが行えて、自宅に戻ることを主な目的としています。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護職員、相談員、ケアマネジャーなどのスタッフがいます。

対象者：要介護1～5の人

問合せ・申込み：各施設にお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。



⑤0 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※介護保険サービス

身体上又は精神上的の障害があるために、常時の介護を必要とし、家庭での介護を受けることが難しい方が入所する施設です。毎日その人らしく、楽しく生活をしていただくことを目的とした生活型の施設です。

地域密着型介護老人福祉施設：入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。地域密着型サービスのため、町民のみが利用できます。

対象者：原則要介護3～5で在宅での介護が難しい人

問合せ・申込み：各施設にお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。

⑤1 介護療養型医療施設

※介護保険サービス

慢性疾患などである程度長期の療養、医学的管理、看護、介護を必要とする方を対象としています。

対象者：要介護1～5の人

問合せ・申込み：各施設にお問い合わせください。

※ 事業所一覧は、「介護サービスのご案内」をご覧ください。



